介護保険事業の運営に関する事項

１． 事業の目的、運営方針

＜事業の目的＞

要介護状態等と認定されたご利用者様に対して、(介護予防)訪問看護のサービス、保険医療サービスを提供し、居宅においてご利用者様が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるように支援することを目的とします。

＜運営の方針＞

ご利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉サービスを提供する者との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

２．利用料金

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施前にあらかじめ利用者またはその家族等にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得られた場合に以下の利用料をいただきます。

（1）居宅療養管理指導サービス費及び介護予防居宅療養管理サービス費として

・単一建物居住者１人に対して行う場合 １回当たり １割負担：518 円､２割負担：1,036 円、３割負担：1,554 円 （月４回、特例は週２回かつ月８回まで）

・単一建物居住者２人以上９人以下に対して行う場合 １回当たり １割負担：379 円、２割負担：758 円､３割負担：1,137 円 （月４回、特例は週２回かつ月８回まで）

・単一建物居住者 10 人以上に対して行う場合 １回当たり １割負担：342 円､２割負担：684 円、３割負担：1,026 円 （月４回、特例は週２回かつ月８回まで）

（2）情報通信機器を用いた服薬指導の際１回当たり１割負担：46 円､２割負担：92 円､３割負担：138 円（月４回、特例は上記と併せて週２回かつ月８回まで）

（3）特別な薬剤に係る服薬指導を行った場合は追加料金として

・ 医療用麻薬に係る服薬指導を行った場合 １回当たり １割負担：100 円､２割負担：200 円、３割負担：300 円

・ 医療用麻薬持続注射療法を行っている方に服薬指導を行った場合１回当たり１割負担：250 円､２割負担：500 円、３割負担：750 円

・ 在宅中心静脈栄養法を行っている方に服薬指導を行った場合１回当たり １割負担：150 円、２割負担：300 円、３割負担：450 円

３．苦情相談窓口

神奈川県健康保険団体連合会　介護苦情相談課 045-329-3447

伊勢原市介護高齢課 0463-94-4722

介護保険事業の運営に関する問い合わせ先

薬局　もみじ薬局　営業時間　月～金９時～１８時　土曜日９時～１３時

住所　伊勢原市桜台１-１５-１６ファミリーハイツ萩原１階

電話　０４６３-７５-８２２５